

第2分科会

「離婚家庭の親/子ども向け法教育プログラム（家族の形が変わる時）教材化を巡る諸課題～社会的実装を目指して」

企画者・話題提供者：井上匡子（神奈川大学）

話題提供者：高田恭子（広島大学）

山村麻予（関西福祉科学大学）

指定発言者：梅澤彩（熊本大学）

1. 企画趣旨

1990年代に始まる我が国の司法制度改革は、事前規制社会から事後救済社会へ、それに伴う法サービスの充実・実質化を重要な柱の一つとして実施された。法教育は、そのような柱を支える大切な要素として注目され、社会的なニーズの高まりと具体化を経て、現在、様々な主体による多様な法教育プログラムが開発され、実践されている。

しかし、離婚家庭や離婚に向けた手続を想定している家庭の親や子ども（以下、離婚家庭の親/子どもと略記）に特化したプログラムの開発や実施、実装化は大きく遅れている。一方で、具体的には高田報告で展開されるように、現在いくつかの重要な法律改正を経て、そのニーズは格段に高まっている。彼らは、法的な手続に準備もないまま巻き込まれ、その影響は親権の行使や面会交流などを通じ、長期間にわたる。家族法の改正を受け、協議離婚が約9割を占める我が国において、離婚家庭の親/子どもへの Legal Access の確保は、司法福祉の喫緊かつ最重要課題となっている。

企画者は2019年より、強力な家族規範や厳しい社会経済状況の中で翻弄されがちな親/子どもを対象とする法教育プログラムの開発・試行実施してきた。（試行実施は、子ども向けプログラムは2019年、親向けプログラムは2022年より施行実施。）本分科会では、本プログラムの特徴を説明、追跡調査の結果とともに、社会的実装を見据えた教材化を巡る諸課題を検討する。

なお、法教育に関しては、個々のプログラムに関する先行研究は多数存在するが、法教育それ自体に関して社会理論から位置づけたものとして、橋場典子著『社会的排除と法システム』（北海道大学出版会、2021年）を掲げたい。また、本企画を実施するにあたっては、神奈川大学研究倫理綱領に基づき、必要に応じて適切な倫理的配慮をおこなっている。

2. 発言要旨

（1）「離婚時法教育プログラムの意義と展開～法教育の可能性」（井上 匡子）

本プログラムは、参加者のエンパワメントを重要な柱として開発・施行実施されてきた。単なる情報提供や啓発ではなく、離婚家庭に焦点を当てた法教育プログラムとして構築さ

れ、それを通じた司法福祉の実現をめざしている点、親向けのプログラムと子ども向けのプログラムを同時に開発・実施している点も、プログラムの内容を規定する重要な特徴である。

本報告では、上記の特徴や狙いを明確にするために、既存の法教育プログラムとの違いを整理するとともに、本プログラムの法教育プログラムとしての意義や可能性を、司法福祉の観点と関連付けて検討する。具体的には、法主体として子どもや離婚家庭の当事者に焦点を当てることにより、プログラムにはどのような法の理念や価値が内在化されているのか、Access to justice という法教育の理念がどのように捉え返されるのか。また、プログラムの狙いである参加者の自律・エンパワメントをいかにして引き出しのかについて検討する。さらに、当事者への意見の形成・意見表明、そしてフォローというプロセスの中で、司法福祉の観点から、教材化や実装化の必要性についても指摘する。

(2)「教材化に向けた試みと課題(仮)」(山村 麻予)

教育学や学校教育の現場において、様々な科目・分野に関する教材開発が日夜行われている。たとえば、算数のような教科学習における教材開発とその効果測定は学校現場で多く実践されている。また、健康行動の促進や行動変容を求めるような「心理教育」や「健康教育」は、教育だけでなく、医療や福祉といった幅広い分野で行われる。これらに、共通するのは、対象者が知識を身に付け、それを応用できるようになること（「算数の問題を解くことができる」、「自分にあった睡眠をとることができる」など）を目的とし、学習目標や教育対象者の条件が整理されており、汎用可能性が高いことがあげられる。

そこで、本発表では、このプロジェクトの対象者の条件や目標などを整理し、構成の核となる部分と、地域や対象者の個別性によって調整していくべき部分を検討する。従来の教育実践介入開発や、社会的課題解決を目指す手法を活用し、法教育プログラムの教材化に向けた試みを報告する。

(3)「プログラムの実装化に向けた可能性と課題—追跡調査を踏まえて(仮)」(高田 恭子)

養育費の受け取りと面会交流実施の割合いが低い状況に加え、離婚時の面会交流事件は増加しており、法務省はHPにて、家庭裁判所は調停前に、親に向けたプログラムを提供している。また、こども家庭庁（以前は厚生労働省）は親教育プログラムの調査を行い、国内のプログラム実施に公的助成金を提供する事業を開始した。そのような中、2024年5月に共同親権の選択を可能とする民法改正がなされ、面会交流に限定されず高葛藤化する事案の増加に関する懸念があり、より一層、離婚時の親教育プログラムに政策的な関心が高まっている。本プログラムは、そのような離婚時の親プログラムを、井上報告にあるように、親子の主体性や自律性に着目して構築してきたものといえる。本プログラムの実施前後のアンケート調査および追跡調査からは、プログラムが提供する情報やグループワークが、一定期間経過後も機能していることが確認できている。本報告では、本プログラムの検証と山村報告にある教材化を踏まえ、他のプログラムとの違いや本プログラムの実効性を分析し、本プログラムを実装するための具体的な手法を提案する。あわせて、社会的要請にあわせた展開の可能性について議論したい。